

はじめませんか？資源ごみの集団回収！

町では、ごみの減量と限りある資源の有効利用、地域コミュニティの活性化を図るため、地域住民の皆さんによる「集団回収」を奨励しています。

皆さんの地域などで、身近なりサイクル活動として「集団回収」を始めてみませんか？

● 集団回収とは？

子ども会や町内会などの地域団体が、家庭から出る新聞紙や瓶、アルミ缶などの資源ごみを自主的に回収する「住民主体のリサイクル活動」で、本町では「資源ごみ集団回収活動助成金交付事業」として、回収業者に売り払いした代金とは別に、回収した資源ごみの量に応じて町から助成金が交付されます。

● 対象団体

営利を目的としない町内の子ども会や町内会、老人クラブ、女性団体、PTA など5世帯以上で構成する団体で原則2回以上、地域で資源ごみ回収を実施すること。

● 助成の内容

【助成金の交付】

基本額 1団体 5,000 円
(年度内 1 回限り)

加算額 回収量 1kg につき 4 円

【対象品目】

新聞、ダンボール、雑誌、紙パック等
アルミ缶、スチール缶、鉄くず等
一升瓶、ビール瓶等

● 集団回収のメリット

- 1 集団回収を通じ、地域コミュニティの形成が促進されます。
- 2 実施団体の活動費として、助成金を有効に活用できます。
- 3 資源の大切さを学ぶなど環境意識が高まります。
- 4 分別が徹底され質の高い資源物を回収できます。

問い合わせ先 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

● 集団回収をはじめるには？

① 「集団回収活動実施団体登録申請書」を町に提出します。

② 団体の中で、必要な役割や回収する資源物の種類、いつ、どこに、どのように集めるかなどを決め、回収業者と相談します。

③ 事前に決めた回収日時、場所、出し方を守り、資源物を出します。回収後は、回収業者から「買上伝票」等を受け、この伝票を添えて助成金交付申請書を町に提出することになります。

【必要書類】

- ・ 助成金交付申請書
- ・ 資源ごみ回収実績報告書、買上伝票等

登録回収業者

① いけだ清掃(株) (池田町字清見 258 番地)

TEL : 015-572-4573

② サカモトメタル (池田町西 1 条 10 丁目 2-8)

TEL : 015-578-7873

補足給付金とは？

- ・ デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者または扶養親族 1 人につき、4 万円（令和 6 年分の所得税から 3 万円・令和 6 年度分の個人住民税所得割額から 1 万円）の「定額減税」が行われます。
- ・ その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、当該定額減税しきれない額を 1 万円単位に切り上げて算定した「補足給付金」が支給されます。

支給対象者・支給金額について

- ・ 所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が支給対象者です。
- ・ 支給金額の具体例は以下のとおりです。

＜例 1＞一人暮らしで、所得税 1 万円・住民税所得割 2 万円（減税前）の納税者の場合
⇒ ・ 所得税から 1 万円の減税、住民税所得割から 1 万円の減税が行われます。
・ 定額減税しきれない所得税分の 2 万円が、補足給付金として支払われます。

＜例 2＞4 人家族で、内 1 人が所得税 3 万円・住民税所得割 2 万円（減税前）の納税者の場合^(注 4)
⇒ ・ 所得税から 3 万円の減税、住民税所得割から 2 万円の減税が行われます。
・ 定額減税しきれない所得税分 9 万円と住民税分 2 万円の計 11 万円が補足給付金として支払われます。

※支給金額は、個別の課税状況により異なるものであり、上記はあくまで一例です。

給付金の支給手続き

- ① 対象の方には支給確認書が郵送されます。
- ② 支給確認書を返信してください。
 - ・ 給付金を受け取るには、「返信が必要」です。
 - ・ 確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類と口座確認書類のコピーを一緒にご返信ください。
- ③ 審査後、給付金が口座に支払われます。
※初回振込は 9 月中旬を予定しています。

その他

！ 「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「補足給付金」）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、豊頃町または最寄りの警察署か警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載された URL にアクセスしたり、個人情報の入力はず速やかに削除していただきますようお願いいたします。

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金「補足給付金」について

▽給付金「補足給付金」について
広報とよころ

議会だより

役場だより

問合せ先

役場住民課住民税係 ☎ 574・2213